

令和4年2月8日
危機管理・生活安全担当

エレベーターの安全に関する国への要望について

1 経緯・目的

区は、令和3年6月24日にシティハイツ竹芝エレベーター事故調査最終報告書（以下「最終報告書」という。）を公表しました。

本件事故の原因調査は、最終報告書の公表をもって完了しましたが、区は、平成30年に制定した「港区安全の日」の制定目的の中で、安全に対する区の姿勢が今後も不変であることを発信し続けていくとしています。

区は、この「港区安全の日」の制定目的に鑑み、今後もエレベーターの安全対策を進めていく姿勢を内外に強く示していく必要があります。

また、区及び区議会は、平成19年3月に国土交通大臣に対して「エレベーターの安全に関する港区からの要請について」を提出していますが、提出から14年以上が経過し、この間、エレベーターの安全に係る技術的改善や法改正等が行われています。

そこで、区は、これらの技術的・制度的変化を踏まえるとともに、最終報告書の公表を契機として、区のエレベーターの安全対策に係る姿勢が今後も不変であることを示すため、国に対して要望書を提出します。

2 関係者の動向

(1) 事故遺族

ご遺族からは、区及び区議会との連名により本要望書の提出を求める趣旨の要望が出されています。

また、区も最終報告書に記載した「今後の取組の方向性」の中で、区とご遺族の連携を強化していくとしており、ご遺族を連名とすることは、この方針に合致します。

(2) 国（国土交通省）

令和3年6月1日の国土交通大臣会見では、事故発生から15年目に係る所見を問われた国土交通大臣が「今後もエレベーターの安全確保に向けて、地方公共団体とも連携しながら、二重ブレーキの設置及びエレベーターの適切な維持管理が進捗するように取り組んでいきたいと考えています。」と発言しており、本要望書の提出は時機を得たものと言えます。

3 要望書の内容

資料4-2の通り

4 今後のスケジュール

令和4年3月上旬～3月末 国土交通省へ提出

令和4年●月●日

国土交通大臣
齊藤鉄夫様

港区長
武井雅昭
港区議会議長
清原和幸
赤とんぼの会代表
エレベーター事故被害者遺族
市川正子

エレベーターの安全に関する港区からの要望

平成18年6月3日に、港区特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝で起きた戸開走行による死亡事故を受け、港区議会は、エレベーターの安全対策として、平成18年6月23日に、国に対してエレベーターのリコール制度の創設を求める意見書を提出したほか、平成19年3月30日には、港区と港区議会が、国の「社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会中間報告」を踏まえ、エレベーターの安全・安心の確保に向けた要請を行った。

この度、港区では、事故原因の究明等を行ってきた港区シティハイツ竹芝事故調査委員会が事故調査に係る最終報告書を取りまとめ、令和3年6月24日に公表した。

港区及び港区議会並びに赤とんぼの会は、この最終報告書の公表が、区の安全に対する取組の終結ではないとする姿勢を示すとともに、エレベーター事故の再発防止について考える契機となるよう、事故後の技術的改善や法制度等の変更等を踏まえ、国に対して、次のとおり要望する。

記

1 戸開走行保護装置の設置促進

扉が開いたまま、かごが上昇する戸開走行事故は、発生すると、利用者の生命に係る重大事故となる可能性がある。

二重ブレーキや各種センサーからなる戸開走行保護装置は、戸開走行事故を防止する上で、極めて有効な装置である。

港区は、平成25年度以降、計画的に区有施設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置を進め、令和7年度には全区有施設のエレベーターに装置の設置が完了する予定である。

一方、民間施設における戸開走行保護装置の設置状況は、直近の国土交通省の調査では、令和2年度現在、全国で29.3%、東京都で30.0%、港区で29.3%に留まっている。

平成21年9月28日以降、新たに設置されるエレベーターについては、戸開走行保護装置の設置が義務化されたが、改正法令の施行日以前に設置されたエレベーター（以下「既設機」という。）は、法令適用不遡及の原則に基づき装置の設置が免除されたままとなっている。

しかし、戸開走行事故の危険性があるのは、戸開走行保護装置がついていない既設機の方であり、エレベーター利用者の安全を考えると、これらを放置することは大きな問題である。

既設機に対する戸開走行保護装置の設置を促進するため、次のとおり、対策を要望する。

(1) 戸開走行保護装置の必要性に係る周知・啓発

戸開走行保護装置の必要性について、建築物所有者・管理者やエレベーター利用者への周知が進んでいない。戸開走行保護装置の設置を促進するためには、建築物所有者及び管理者並びに実際に利用する人々への周知・啓発が必要不可欠である。

国は、保守管理業者等、関係者への説明会やアンケート調査の実施結果等を踏まえて、問題点の解決を目指すとともに、エレベーターの所有者、管理者、利用者に対して戸開走行事故の重大性や戸開走行保護装置の必要性に係る周知・啓発を更に進めること。

(2) 戸開走行保護装置の設置に係る助成制度の拡充

戸開走行保護装置を設置する際の工事費用が、建築物所有者の負担となっており、装置の設置が進まない要因となっている。

国は、戸開走行保護装置等の設置工事費用の助成を行う地方自治体への社会資本整備総合交付金による財政支援を、更に拡充し、建築物所有者等が利用しやすい制度とすること。

2 平成21年9月28日以前に設置された既設エレベーターに係る保守点検マニュアル公表の義務化

国は、建築基準法施行規則を改正し、エレベーターを新設する場合には、特定行政庁への建築確認申請時に保守点検マニュアルを添付することを義務付けた。

しかし、既設機については、マニュアル提出の対象外となり、依然として、一部のエレベーターでは、点検員の五感に頼った点検が行われている。

既設機についても保守点検マニュアルに基づく適切な点検が行われるよう、各エレベーターメーカーが既設機の保守点検マニュアルを作成し、これを保守点検事業者が入手できるように、義務化すること。

3 エレベーター点検時の実測データや写真の保存の義務化

シティハイツ竹芝エレベーター事故では、点検時の実測データや写真等が記録、保管されていなかったため、長期間に渡る捜査や裁判の過程を通して、異常摩耗の発生時期など、事故原因の究明に係る重要な事実を解明することができなかった。

国は、平成20年2月18日、建築基準法施行規則を改正し、年1回の法定点検時には、特定行政庁への定期検査報告書に実測データや検査状況の写真を添付することを義

務化した。

しかし、シティハイツ竹芝事故の刑事訴訟でも指摘されたように、エレベーターにおける重大な不具合現象は、1年以内に発生、進行する可能性があり、年1回の法定点検時の記録だけでは不十分である。

法定点検時以外の任意の点検時のデータ及び写真記録や遠隔監視における常時点検記録等については、事故防止や事故発生時の原因究明に役立てるため、保守点検事業者が、一定期間保存することを義務付けること。

また、任意の点検時に確認、保存すべきデータ及び写真記録の内容並びにこれらのデータ等の保存期間等について基準を定めること。